

【2017年第20号】

中国  
環境保護税法を導入、徴収開始は  
2018年1月から

多田 依真 EMA TADA

香港支店  
業務開発室

T +852-2823-6091

E EMA\_TADA@HK.MUFG.JP

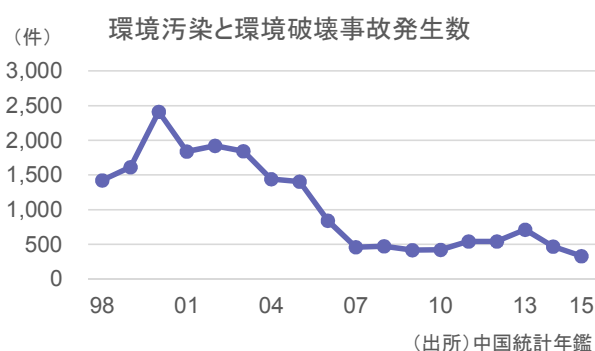
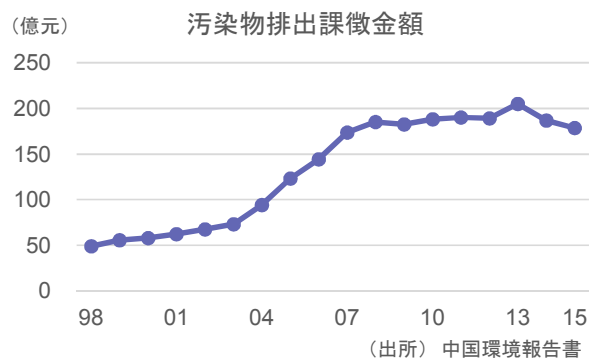
2017年12月22日

三菱東京UFJ銀行  
The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd.  
A member of MUFG, a global financial group

中国は、『中華人民共和国環境保護税法（以下、環境保護税法）』を導入し、2018年1月から環境保護税の徴収を開始する。『環境保護税法』は、『個人所得税法』、『企業所得税法』、『車船税法』に次ぐ第4番目の実体税法となる。中国では、従来、汚染物排出のある企業や事業体に『汚染排出徴収制度』を設け、排出課徴金を徴収してきたが、課税金額が比較的小額であることや、制度実施の不備から納付率も低いため、真剣に環境対策を講じる企業は多いとは言えなかった。政府は、この状況を踏まえ、行政権に基づく「課徴金」を司法権に基づく「税金」に切り替えることで、法の執行権力による取締り強化を目指している。『環境保護税法』の内容については、『汚染排出課徴金制度』と共通点が多いが、本稿では、相違点を中心に紹介したい。

1. 背景

中国は、1979年に『中華人民共和国環境保護法（試行）』を制定、同時に『汚染物排出課徴金制度』をパイロットベースで導入した。その後、『汚染物排出課徴金制度』は2003年と2014年の改正を経て、課税対象となる汚染物の種類を拡大し、徴収額が引き上げられた。現在、各地環境保護局は、排気<sup>1</sup>、排水、固定廃棄物、及び騒音の4つジャンルで計100種類以上の汚染物に対し課徴金を徴収している。取締りの結果、汚染物排出課徴金額の増加、及び環境汚染や環境事故発生件数の減少など、一定期間において大きな成果が現れたものの、近年では、ともに動きが停滞している。



<sup>1</sup> CO<sub>2</sub>は課徴金対象外

また、2015年には『環境保護法』が改正され、汚染企業に対して、改善完了まで上限無しでの罰金を設けるほか、改善命令に従わない企業責任者の身柄拘束や操業停止、あるいは閉鎖等、厳格な制裁措置が設けられた。

こうした成果もあり、全国におけるPM2.5の年間平均濃度は2013年の72 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ から2016年の47 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ まで減少した<sup>2</sup>。外資企業が集約する一部主要都市の月間平均PM2.5濃度も、モニタリング開始当初の2013年12月と比べ、直近数値でかなりの改善が見られる。

PM2.5月間平均濃度	2013年12月	2017年11月	増減比
北京	73	45	△38.36% ↓
上海	125	42	△66.40% ↓
広州	82	39	△52.44% ↓
深圳	77	45	△41.56% ↓

(出所) PM2.5防治工作パネルの主要都市別モニタリングデータによる

しかしながら、地域によっては、投資誘致と経済開発を優先し、汚染物排出課徴金徴収管理が徹底されていないケースが散見されており、環境保護局が主導する課徴金制度の実効性が十分でないことが従前指摘されてきた。公正な政策システムと法律環境整備のため、中国政府は2010年から第12次五ヵ年計画で初めて環境保護税の徴収を提案、翌年に公表された環境保護の強化に関する国務院の指導意見で、『汚染物排出課徴金』を『環境保護税』へ改定することを原則として定めた。こうして、2012年6月に環境保護税体系の導入に向けた立法制定に着手し、2015年の法律草案に対する意見募集を経て、2016年12月に汚染物課徴金を廃止し『環境保護税法』に移行する事が正式に可決され、今回、2018年1月からの施行に至ったものである。

## 2. 主な変更点

新しい環境保護税法では、従来、各地環境局が行政手段に基づき徴収してきた汚染物排出に対する課徴金を廃止し、基準監督は環境局、課徴執行権は税務局が担当し、それぞれの役割を明確化することで、汚染排出企業に対する一層の監督強化を図っている。環境保護法の子な改定ポイントは、下記の通りである。

### 【排水・排気で適用税額計算に変更】

環境保護税法で課税対象となる各種汚染物は、現行規制と同様の排気、排水、固定廃棄物、騒音であるが、今回、大幅に改正されたのは、排気と排水の適用税額部分である。課税額はそれぞれの「汚染当量」<sup>3</sup>に「適用税額」<sup>4</sup>を乗じて算出するが、従来制度では、汚染物の排出がある企業や事業者に対し、一律の税額基準が適用されていたことに対し、環境保護税法では、排出の多い企業・事業者ほど課税負担が重くなる仕組みを導入した。

汚染物	従来の適用課徴額	今後の適用税額
排気	0.6元(一部1.2元)	1.2—12元
排水	0.7元(一部1.4元)	1.4—14元

<sup>2</sup> 在中国日本国大使館「中国における大気汚染について(2017年10月配布報告)」

<sup>3</sup> 「汚染当量」は、各種汚染物質の排出量を「汚染当量値」で除して算出。なお、「汚染当量値」は、汚染物排出課徴基準管理弁法の「課税汚染物と当量値付表」に汚染物毎に記載

<sup>4</sup> 適用税額は汚染当量値毎に設定

### 【低排出企業・事業者に与える減免税措置】

従来制度では、排水による汚染物排出量が国家および地方基準を超過する場合、2倍の課徴金を課すことを規定しているが、環境保護税法では、環境保全行為に対する税金減免策を打ち出している。排水または排気の汚染物排出量が国家と地方基準を30%以上下回る場合、環境保護税を75%に軽減し、50%を下回る場合、環境保護税を半減させると規定した。

### 【課徴管理の強化】

これまで、排出課徴金徴収と管理手順については、規制上明確化されていなかったが、環境保護税法では、納税義務発生日は汚染物排出日とされ、税金計算は毎月、税金申告及び納付は四半期毎とされた。また、従来、課徴金収入の1割は国庫に納められたが、今後、徴収した環境保護税は全て地元の財源となるため、環境保護税の徴税意欲が高まることが想定される。

### 3. まとめ

2018年1月1日から適用される環境保護税では、主管部門の役割分担が明確になり、今後、環境保護部門は環境基準の策定や環境指数のモニタリング業務に専念し、徴収管理は税務部門が担うこととなる。異なる政府部門間の協力強化と情報共有により、徴収管理の厳格化が進み、汚染排出企業に対する監督管理が一層強まるものと見込まれる。

一方で、汚染物の排出がある企業にとっては、汚染物自動測定装置を含む汚染対策設備への投資と運用コスト、課税申告と管理コストなど、運営費用の増加が見込まれるため、留意が必要だ。

以上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。

Copyright 2017. The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd. Hong Kong Branch. All rights reserved.